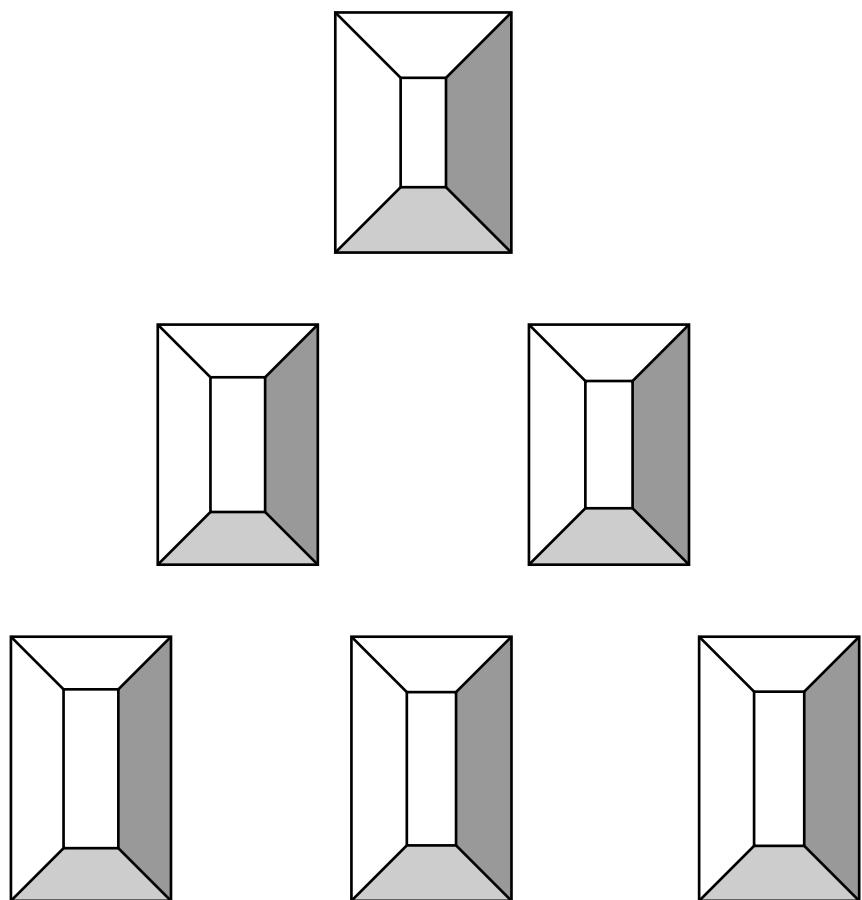


平成 26 年版

見附市の環境



新潟県見附市

目 次

第1章 見附市の概況	1
第2章 監視観測結果でみる環境の現況	2
1 大気汚染の現状	2
(1) ばい煙発生施設	3
2 悪臭の現状	3
3 騒音・振動の現状	4
(1) 環境騒音	4
(2) 高速自動車道周辺の騒音	5
(3) 新幹線鉄道騒音・振動	6
(4) 工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動	6
4 水質汚濁の現状	7
(1) 公共用水域	7
(2) 特定事業場	8
5 地盤環境の現状	8
(1) 地下水の水質測定	8
(2) 土壌汚染対策	8
6 化学物質による環境汚染	9
(1) ダイオキシン類	9
(2) P R T R 制度	11
7 公害苦情申立	11
8 廃棄物	12
(1) 一般廃棄物	12
(2) し尿	14
第3章 環境保全のために講じた施策	15
1 大気汚染の防止	15
(1) ばい煙発生施設等の指導	15
(2) フロンガス回収	15
(3) 見附市役所環境にやさしい率先行動計画の策定	15

2 騒音・振動の防止	16
(1) 北陸自動車道騒音の対策	16
(2) 上越新幹線騒音の対策	16
(3) 工場等の騒音振動の対策	16
3 水質汚濁の防止	16
(1) 信濃川水系水質保全合同河川パトロール	16
(2) 生活排水の処理	17
4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策	17
(1) 一般廃棄物収集	17
(2) 資源ごみ回収	18
(3) 生ごみ処理容器購入費補助	19
(4) 市民農園事業	19
(5) 廃食用油回収と BDF 利用	20
(6) 乾燥ごみと花苗の交換	20
(7) YM 菌によるごみ実証実験	21
(8) 古着回収事業	22
(9) 小型家電回収事業	22
5 環境美化のための施策	22
(1) クリーン作戦	22
(2) 環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業	22
(3) 空き地の適正管理指導	22
(4) 環境美化推進員	22
(5) 廃棄物不法処理防止連絡協議会	22
(6) 街並み花いっぱい運動	23
(7) 見附市空き家等の適正管理に関する条例の制定	23
6 害虫発生を抑制するための施策	24
(1) 側溝清掃事業	24
(2) 防疫薬剤の配付	24
(3) アメリカシロヒトリ防除	24
7 動物に関する施策	24
(1) 野生動物の保護	24
(2) 探鳥会の開催	24
(3) 犬の登録	25
(4) 有害鳥獣の捕獲許可	25
(5) 野生動物の出没情報と注意喚起	25

8 地球温暖化防止・エネルギー	26
(1) 太陽光・太陽熱利用の導入促進	26
(2) グリーンカーテン	26
(3) 省エネナビ	26
9 環境に関する啓発	27
(1) 出前講座	27
(2) エコポータルの開設	27
(3) エコアクション in みつけの開催	27
市民生活課（環境系）の機構と事務内容	28

第1章 見附市の概況

新潟県のちょうど中央に位置する本市は、東京都心から約300キロメートル、新潟市中心部から約50キロメートルに位置しております。

地勢は東側が丘陵地帯、西側が平野部で周囲71.7キロメートル、東西11.5キロメートル、南北14.7キロメートルの菱形をしており、面積は77.91平方キロメートルです。標高は、海拔最高300メートル、海拔最低10メートルとなっています。

肥沃な土地を生かした農業とともに繊維産業を基幹産業として染色、織物、ニットなどの総合繊維産地を形成してきました。

現在では、国道や高速道路などの交通網に恵まれた立地条件から、さまざまな業種の企業進出が進み、過去の繊維産業だけに頼ってきた産業構造から多種多様な業種の共存によるバランスのとれた産業構造へと様変わりしています。中でもプラスチック製品製造、一般機械器具製造、金属製品などが躍進しています。

気候

年 次	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	
	平均	最高	最低		年間降雨量	日最大
21年	13.5	36.0	-6.5	72.9	1,952.5	104.0
22年	13.8	36.4	-4.9	73.1	2,209.0	77.5
23年	13.3	37.4	-4.7	71.9	2,407.5	170.5
24年	13.2	36.5	-6.5	71.2	2,024.0	99.5
25年	13.3	35.2	-6.1	70.9	2,818.5	144.5

人口及び世帯数

年 次	人 口 (人)			世帯数
	総 数	男	女	
22年	42,851	20,772	22,079	13,692
23年	42,613	20,665	21,948	13,777
24年	42,387	20,492	21,895	13,933
25年	42,284	20,407	21,877	14,121
26年	41,988	20,261	21,727	14,226

(住民基本台帳登録人口 各年1月1日現在)

第2章 監視観測結果でみる環境の現況

1 大気汚染の現状

大気汚染は、工場などから排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん、自動車などから排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素などによって引き起こされます。

これらは人の健康や生活環境に悪い影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化や酸性雨・光化学スモッグの原因にもなっています。これら物質は大気汚染防止法により、工場及び事業場からの排出が規制されています。

新潟県は大気汚染の未然防止のため、県内に一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を設置し各地域に応じた汚染物質を常時監視しています。

平成19年5月9日、上越・中越の6箇所の測定局で光化学オキシダント濃度の上昇が観測され、県内で昭和47年の観測開始以来初めて見附市を含む12市町村に光化学スモッグ注意報が発令されました。

主な大気汚染物質と人体などへの影響及び環境基準

汚染物質	主な発生源	人体などへの影響	環境基準
硫黄酸化物 (SO ₂ 、SO ₃ など)	工場やビルで使用する燃料に含まれる硫黄分が燃焼に伴い排出される。 (酸性雨の原因物質)	呼吸器を刺激し、気管支炎や喘息などの症状を起こします。	二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下
窒素酸化物 (NO、NO ₂ など)	工場、ビル、自動車、家庭などで使用している各種燃料の燃焼に伴い排出される。 (酸性雨の原因物質)	粘膜を刺激し、呼吸気道及び肺に障害を与えます。	二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント (OX)	工場、ビル、自動車などから排出される窒素酸化物、炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こして生成される。 (光化学スモッグの原因物質)	目を刺激し、頭痛、めまいを起こします。	光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下
浮遊粉じん (ばいじん、浮遊粒子状物質)	固体物質の破碎や燃焼過程から発生、ディーゼル自動車の排気ガスからも排出される。 (ばいじん、浮遊粒子状物質)	気管支炎などの症状を起こします。	浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下

注)

「ppm」は100万分の1を表す。例えば、二酸化窒素1ppmは1m³の空気中に1cm³の二酸化窒素が混入している状態。

(1) ばい煙発生施設

大気汚染の原因となる、ばい煙や粉じんを排出又は飛散する施設は、大気汚染防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）により排出規制等が行われています。

県では、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設または特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場に対して随時、立ち入り検査を実施しています。

市内のばい煙等発生事業場状況（平成26年3月末現在）

ばい煙発生事業場	ばい煙発生施設
31	80

注：ばい煙発生事業場とは、ばい煙発生施設を設置している事業場のことです。

※一般粉じん施設、特定粉じん施設はありません。

2 悪臭の現状

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場における事業活動に伴い発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全することを目的としています。

悪臭の規制は物質濃度規制と臭気指数規制があります。

物質濃度規制は、特定悪臭物質（22物質）の採取試料中における濃度を機器により測定し、その種類ごとに定められた基準値（濃度）との比較によって規制する手法です。

臭気指数規制は、採取試料を人間の臭覚で感知できなくなるまで、希釈した倍数（臭気濃度）を求め、臭気濃度値の対数に10を乗じた値（臭気指数）と、基準値との比較によって規制する方法です。

悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数規制）

区域の区分	1号	2号	3号
第1種区域（住居・商業地域）	10	高さ、口径等で算出	26
第2種区域（準工業地域）	12	高さ、口径等で算出	28
第3種区域（工業地域）	13	高さ、口径等で算出	29

1号：敷地境界線における基準

2号：気体の排出口における基準

3号：排出水における基準

3 騒音・振動の現状

騒音や振動の主な発生源として、工場・事業場の操業、建設作業、自動車の走行があります。環境基本法では騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めています。

また、騒音や振動の発生を抑制するため、騒音規制法、振動規制法及び県条例では、生活環境を保全する必要がある地域を指定し、特定工場等及び特定建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制しています。

(1) 環境騒音

見附市では、環境基準の達成状況を把握するため、一般地域で6地点、道路に面する地域で6地点の計12地点で環境騒音の測定を実施しています。調査方法は簡易方法(昼間4回、夜間3回)の測定です。平成25年度の測定結果は、昼間・夜間とも環境基準に適合した地点は9地点、いずれかで適合したもの3地点、いずれの時間帯も適合しなかった地点はなしという結果でした。

環境騒音の測定結果（平成25年度）

地域の類型	地域の区分	近接空間	測定地点	測定値（単位：デシベル）	
				昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域	一般地域		上新田町395-20	51	49
			昭和町1丁目6-1169	44	39
	道路に面する地域		柳橋町253-7	63	50
			本所1丁目13	64	54
B地域	一般地域		南本町1丁目3	50	36
			今町1丁目19	49	45
	道路に面する地域	○	学校町2丁目7-9	64	49
			今町2丁目10-15	69	52
C地域	一般地域		新町1丁目11	44	38
			今町5丁目879-9	48	47
	道路に面する地域	○	本町4丁目3-19	53	44
			今町7丁目9	68	59

注) は環境基準を超えたことを示します。

注) 近接空間：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては四車線以上の車線を有する区間に限る。）で、二車線以下の道路の場合は道路敷地境界から十五メートル、二車線を超える道路の場合は道路敷地境界から二十メートルまでの範囲をいう。

騒音の環境基準

単位：デシベル

地 域 の 類 型		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
一般地域 (道路に面する 地域以外)	A A 地域	50	40
	A 及び B 地域	55	45
	C 地域	60	50
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上	60	55
	B 地域のうち 2 車線以上及び C 地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間		70	65

注)

A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静寂を要する地域。

A : 専ら住居の用に供される地域。

B : 主として住居の用に供される地域。

C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、県道及び市道（市道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、幹線交通を担う道路に近接する空間とは次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

（2）高速自動車道周辺の騒音

北陸自動車道沿道地域の騒音の状況を把握するため、市内 3 地点で騒音測定を実施しています。平成 25 年度の測定結果の環境基準適合率は、昼間及び夜間とも 100% でした。

北陸自動車道騒音の測定結果（平成 25 年度）

環境基準類型	測 定 地 点	測 定 値 (単位：デシベル)	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
B 地域に相当	下関町乙 3246	55	56
B 地域に相当	下関町乙 493	55	54
B 地域に相当	下関町丙 2029	53	53

(3) 新幹線鉄道騒音・振動

上越新幹線沿線地域の騒音対策を推進するため、県では昭和 57 年度の新幹線開業以来、芝野町を調査地点に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の調査を実施しています。

新幹線騒音の環境基準は 70 デシベルとなっており、芝野町地点における平成 25 年度の測定値は 70 デシベルで環境基準を達成しました。上越新幹線沿線地域の騒音レベルの平均値は、JR 東日本が実施してきたレール削正等の騒音対策の効果により漸減していますが、ここ数年は横ばいの状況となっています。

県は、上越・東北新幹線沿線の都県と連携して、JR 東日本や国に対して各種騒音防止対策を更に推進するよう要請しています。

(4) 工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動

市内では、騒音規制法、振動規制法及び県条例で指定された地域内で、政令及び県条例で定める施設を設置、または、建設作業を行う場合は届出ことになっています。そして区域によって騒音、振動の規制基準を定め規制しています。

平成 25 年度末の届出数は下記のとおりとなっています。

騒音規制対象事業場等実数（平成 26 年 3 月末現在）

	計
騒音規制法	132
県条例	296

振動規制対象事業場等実数（平成 26 年 3 月末現在）

	計
振動規制法	104
県条例	65

特定建設作業の届出数（平成 25 年度）

騒音	くい打作業	空気圧縮機作業	バッカス作業	計
	1	—	2	
振動	トラクターショベル作業	ブレーカー作業	ブルドーザー作業	4
	—	1	—	

振動	くい打作業	ブレーカー作業	舗装版破碎機	計
	1	—	—	
騒音	鋼球使用	—	—	1
	—	—	—	

4 水質汚濁の現状

水質汚濁の原因として、工場・事業場からの排出水や一般家庭の生活排水などが考えられます。

環境基本法では、公共水域の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準と、生活環境の保全に関する基準が定められています。

また、水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定施設を有する工場及び事業場（特定事業場）からの排出水及び地下浸透水について基準を定め規制しています。

県では、国が定めている排出基準にかえて、信濃川水域等 12 水域で上乗せ排出基準を定め規制しています。また、県条例により、水質汚濁防止法に定める特定施設以外の施設を有する工場・事業場からの排出水についても規制しています。

(1) 公共用水域

昭和 46 年 5 月 25 日に刈谷田川の環境基準の類型が指定されました。県が刈谷田川の中西橋（環境基準点）、明戸橋（監視補助点）、重遠橋（補足調査地点）で調査を実施しています。平成 25 年度実施した調査結果は以下のとおりです。

生活環境項目の調査結果（平成 25 年度）

測定地点		類型	ph	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
刈 谷 田 川	中西橋（見附市）	B	7.0(6.7)	8.4(13)	1.8(1.1)	140(16)	110,000(1,100)
	明戸橋（栃尾市）	B	7.8(7.5)	8.5(13)	1.0(1.0)	97(12)	49,000(7,900)
	重遠橋（見附市）	B	7.0(—)	8.2(—)	1.9(—)	130(—)	—(—)
環境基準		B	6.5～8.5	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下

※8 月の測定値です。（ ）内は 3 月の測定値です。

調査機関：新潟県

注)

ph：水素イオン濃度。水の酸性、アルカリ性の度合いを示す。中性は 7 でこれよりも高いとアルカリ性（最高 14）、低いと酸性（最低 0）。

DO：溶存酸素量。水中に溶解している酸素の量で数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

BOD：生物化学的酸素要求量。水中に溶け込んでいる有機物（汚染物質）が、バクテリアによって分解するとき必要な酸素量をいい数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

SS：浮遊物質量。水中に浮遊する物質をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

大腸菌群数：大腸菌は人体の腸内にも生息するもので、それ自体健康に有害な物ではないが、公衆衛生上、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性を示す指標として用いられている。

(2) 特定事業場

水質汚濁防止法では、河川・湖沼など公共用水域の水質汚濁防止のために、特定施設を有する工場・事業場に届出を義務付け、排出基準を設けて規制しています。市内での水質汚濁防止法及び県条例による特定事業場の数は、79（平成26年3月末現在）となっています。県では立入検査を行い、排出基準の遵守状況や排水処理施設の維持管理等の状況監視を行っています。

届出されている特定事業場の業種

畜産農業 11	水産食料品製造業 1	保存食料品製造業 4	米菓・こうじ製造業 1	飲料製造業 1
豆腐・煮豆の製造業 6	繊維製品製造業・加工業 7	セメント製品製造業 2	生コンクリート製造業 2	金属製品・機械器具製造業 2
表面処理施設 4	水道施設 1	旅館業 3	共同調理場 1	弁当製造業 2
飲食店 3	洗濯業 9	写真現像業 1	自動式車両洗浄施設 9	試験研究機関 2
一般廃棄物処理施設 1	し尿処理施設 3	下水道終末処理施設 2	鉱業又は水洗炭業 1	合計 79

5 地盤環境の現状

(1) 地下水の水質測定

昭和57年に国が実施した地下水汚濁実態調査の結果、全国的に発ガン性の疑いがあるトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤が検出されたのを受け、平成元年には水質汚濁防止法の一部が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止されるとともに、都道府県知事による地下水の水質監視が義務付けられました。

平成25年度に新潟県が実施した見附市内の調査は1箇所です。今町地内において平成26年1月8日に実施しました。この調査で砒素が環境基準を超過していましたが、付近に砒素を取り扱う事業所等がないことから自然由来によるものと推察されます。

(2) 土壌汚染対策

近年、企業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な汚染調査の実施に伴い、工場跡地等における土壌汚染が顕在化しており、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が、平成15年2月15日に施行されました。平成26年3月現在、見附市内においての指定地域はありません。

6 化学物質による環境汚染

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が燃焼する過程で自然にできてしまう副生成物です。通常、無色の固体で水に溶けにくく、蒸発しにくいという性質を持つている反面、脂肪などには溶けやすいという性質があります。また、他の化学物質や酸、アルカリにも簡単に反応せず、安定した状態を保つことが多く、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれています。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車の排気ガスなどの発生源があります。

現在のダイオキシン対策は、平成 11 年 7 月に成立し、平成 12 年 1 月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法により進められています。大気・水・土壤の環境基準が決められるとともに、規制対象となる施設の範囲が拡大され、施設の届出、排出基準の遵守、排ガス・排出水中のダイオキシン類による汚染状況の測定等が義務づけられました。

ダイオキシン類環境基準

媒 体	環 境 基 準 値		単 位
大 気	0.6	以下 (年平均値)	pg-TEQ/ m ³
水 質	1	以下 (年平均値)	pg-TEQ/L
土 壤	1,000	以下	pg-TEQ/g

ア 一般環境のダイオキシン類調査

新潟県では、平成 10 年度からダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。平成 25 年度は、大気 8 地点、土壤 12 地点、公共用水域 30 河川 1 湖沼 34 地点、地下水 9 地点で調査を実施し、河川・湖沼の 4 地点で測定値が環境基準値を超過しました。

ダイオキシン類は焼却施設等からの排出や、過去に使用した農薬にも含まれている可能性があるので、さらなる調査研究が必要であると同時に、今後も、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監視、流域の発生源に対する指導を強化して排出抑制に取組んでいく予定です。

ダイオキシン類調査結果（参考：平成 21・25 年度）

単位 pg-TEQ/L

媒体	調査地点	調査年月日	測定値	環境基準値
水質（河川）	中西橋（刈谷田川）	H25 調査なし 参考 H21.7.8	0.32	1 以下
土壤	見附市細越	H25.9.30	1.8	1,000 以下

調査機関：新潟県

イ 見附市清掃センター

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉については毎年1回以上の自主検査が義務づけられています。見附市清掃センターでは、平成12・13年度にダイオキシン類恒久対策工事を行い、排出基準値を下回っています。

検体		採取年月日	測定個所	測定結果	排出基準値
排ガス	1号炉	H26.1.17	集塵機出口	0.0021	10以下 ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	H26.1.17	集塵機出口	0.0014	
焼却灰		H26.1.17	焼却炉	0.019	3以下 ng-TEQ/g-dry
集塵固化灰		H26.1.17	処理灰コンベア	4.7	—

※排出基準値については新設施設基準を適用

ウ 見附市一般廃棄物最終処分場

清掃センターからの焼却灰等を埋め立てる最終処分場では排水処理の結果、放流水、地下水とも基準値を下回りました。

放流水等の検査結果

単位：pg-TEQ/L

検体	採取日	測定結果	排出基準値
放流水	H25.11.15	0.00058	10以下
地下水（上側）	H25.11.15	0.00012	1以下
地下水（下側）	H25.11.15	0.000075	1以下

ダイオキシンにはいくつもの種類がありますが、その構造からポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3種類に分類され、これらをまとめてダイオキシン類と呼びます。

ダイオキシンは種類によって毒性が大きく異なるので、最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン（2, 3, 7, 8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量で表します。ダイオキシンごとの濃度とTEFの積を求め、この総和で評価しています（TEQという単位が使われます）。

排出ガスの場合は温度0度、圧力1気圧に換算した体積として「N」という単位が使われます。なお、単位のng（ナノグラム）は10億分の1グラム、pg（ピコグラム）は1兆分の1グラムを表します。たとえば、東京ドームを水でいっぱいにして、その中に角砂糖1個溶かしたとき、その1ccの水に含まれる砂糖が1pgになります。

(2) P R T R制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壤）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届出るとともに、国は届出データや統計資料等を用いた推計に基づき、排出量・移動量を公表する制度です。

届出排出量の多い上位5物質の比較（平成25年度分）

単位:t

順位	見附市		新潟県		全国	
	物質名	量	物質名	量	物質名	量
①	塩化メチレン	33.7	トルエン	1,302	トルエン	89,393
②	トルエン	3.6	マンガン及びその化合物	555	マンガン及びその化合物	49,932
③	ノルマル-ヘキサン	3.3	トリクロロエチレン	552	キシレン	36,069
④	ダイオキシン類	1.2	塩化第二鉄	492	エチルベンゼン	17,378
⑤	ベンゼン	1.1	キシレン	374	塩化メチレン	17,241

7 公害苦情申立

平成25年度の苦情申立て件数は16件ありました。

大気汚染の関係では、家庭における枝木や草、ごみの野外焼却に関する苦情が多くありました。野外焼却をしないよう原因者に指導をしています。

水質汚濁では、油流出事故に伴うものが多く、主な発生原因は家庭からの灯油流出でした。灯油が河川に流出しないよう、吸着マットなどで処理をしました。

悪臭苦情は工場から発生した事業活動に伴う悪臭が2件でした。悪臭を抑制するよう指導をしています。

その他苦情は、アメシロの発生に関する苦情がありました。

大気汚染	8件	水質汚濁	4件	騒音	1件	振動	0件
悪臭	2件	廃棄物投棄	0件	その他	1件	合計	16件

8 廃棄物

(1) 一般廃棄物

平成 25 年度のごみの排出量は 13,327 トン、市民一人 1 日当たりにすると 869 グラムとなります。(全国平均は 958 グラム)

ごみの処理方法の内訳を見ると、焼却処理 80.0 パーセント、資源化 17.4 パーセント、埋立処理 2.6 パーセント、外部処理 0.1 パーセント未満となります。

燃えるごみの組成を見ると、紙類が 63.6 パーセント、厨芥類 17.2 パーセント、ビニール・合成樹脂・ゴム類 11.5 パーセント、木材・わら類 4.5 パーセント、不燃物 0.4 パーセント、その他 2.8 パーセントとなっています。

のことからも紙類の減量のため、資源化をさらに進めていく必要があります。

一般廃棄物排出量					単位 : t
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
13,678	13,176	13,315	13,540	13,327	

図 1 一般廃棄物排出量内訳の推移

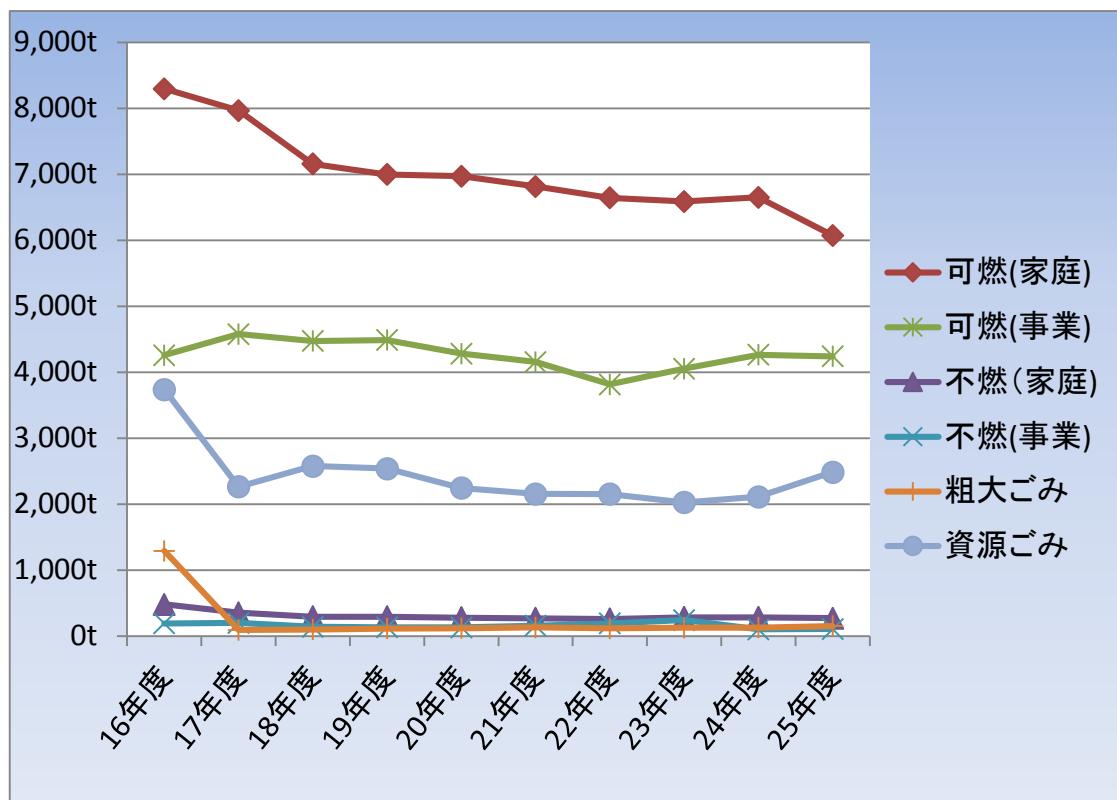


図2 処理方法の内訳（平成25年度）

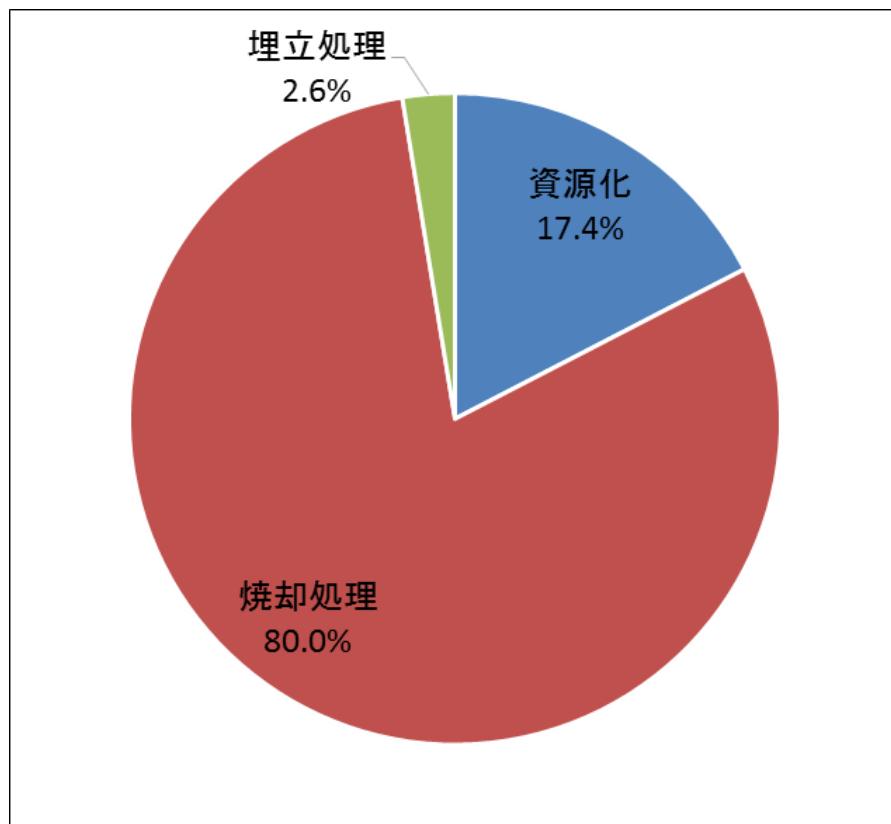
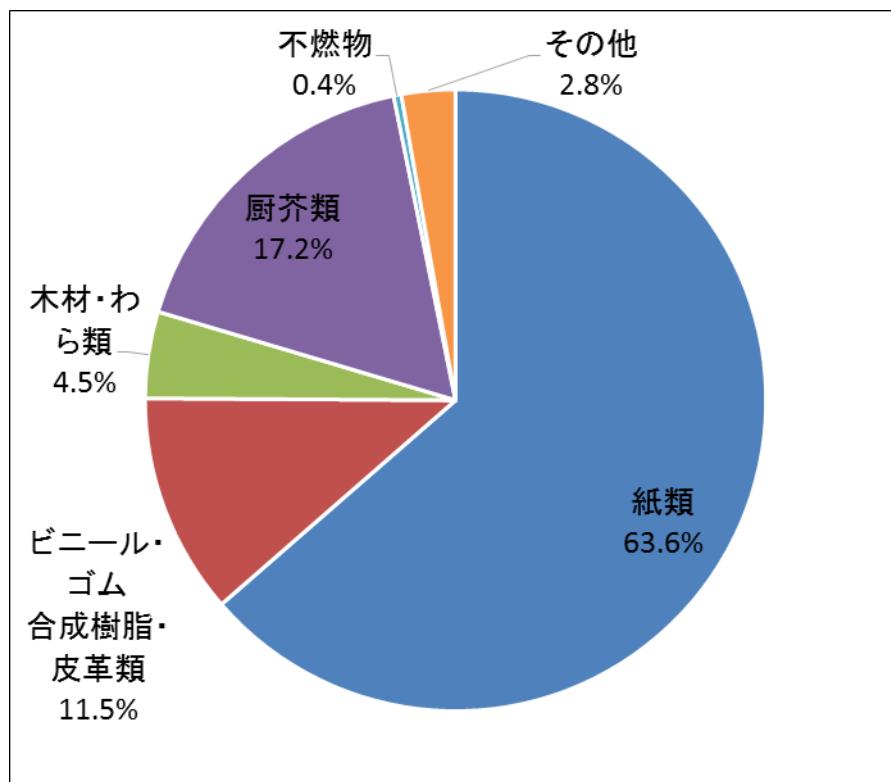


図3 燃えるごみ乾燥重量の組成割合（平成25年度）



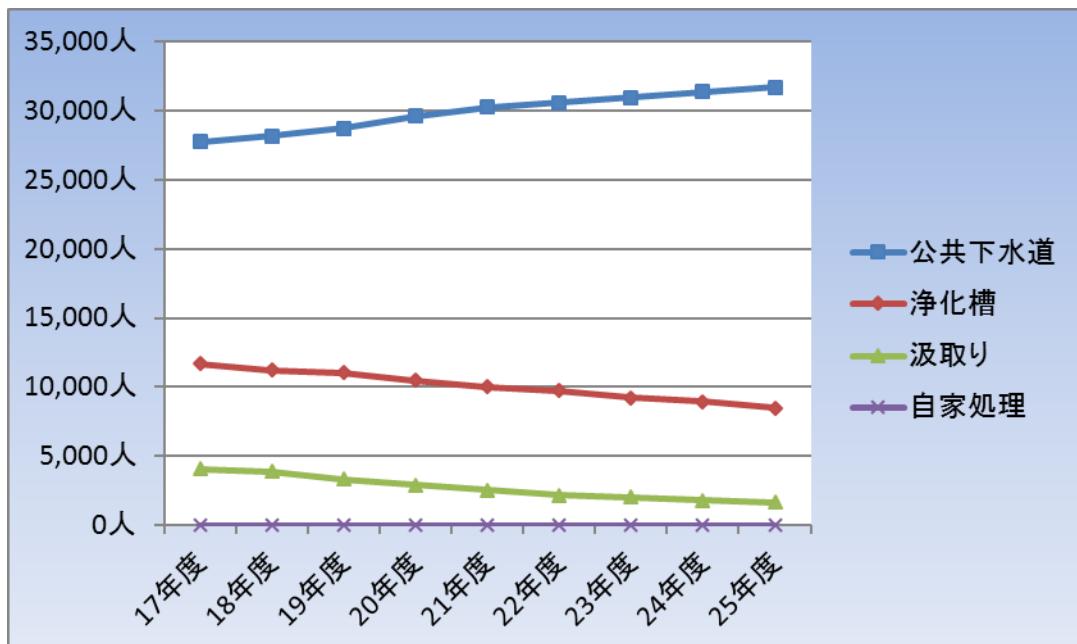
(2) し尿

公共下水道の整備、浄化槽の設置等により、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。平成 25 年度の一般家庭・事業所からのし尿収集量は 1,660 キロリットル、浄化槽汚泥収集量は 4,171 キロリットルでした。

し尿処理人口 (各年度とも 3 月末現在)

	公共下水道		浄化槽		汲取り		自家処理		合計 (人)
	人口 (人)	割合 (%)	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
21 年度	30,245	70.7	10,009	23.4	2,530	5.9	0	0	42,784
22 年度	30,594	72.0	9,740	22.9	2,183	5.1	0	0	42,517
23 年度	30,980	73.3	9,240	21.9	2,034	4.8	0	0	42,254
24 年度	31,397	74.5	8,946	21.2	1,790	4.3	0	0	42,133
25 年度	31,686	75.7	8,484	20.3	1,665	4.0	0	0	41,835

図 1 し尿処理人口の推移



し尿汲取り・浄化槽汚泥収集量の推移

単位：キロリットル

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
し尿汲取り	2,205	2,082	1,921	1,752	1,660
浄化槽汚泥	4,157	4,268	4,130	4,027	4,171

第3章 環境保全のために講じた施策

1 大気汚染の防止

(1) ばい煙発生施設等の指導

ボイラー、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設については、大気汚染防止法に基づき県が立入り調査を実施して指導しています。

近年、焼却に伴い排出されるダイオキシン類による環境汚染に関心が高まり、野焼きや小型焼却炉の煙に対する苦情が増えています。野焼きについては平成13年4月1日からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律により指導しています。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の焼却炉については県に届出ると同時にダイオキシン類の測定が義務付けられました。なお、平成14年12月から焼却炉の構造基準が強化されています。

(2) フロンガス回収

フロンガスが使用されている、エアコン・冷蔵庫・冷凍庫は、平成13年4月から家電リサイクル法施行により市では回収していません。これに伴いフロンガスの回収処理は家電メーカー等が行っています。

(3) 見附市役所環境にやさしい実践行動計画の策定

見附市役所では「地球温暖化対策推進法（H10）」「グリーン購入法（H12）」に基づき、一つの事業者または消費者として、市民や事業者の自主的・積極的行動を促すうえでモデルとなる行動を推進するため、「見附市役所環境にやさしい実践行動計画」を平成20年度に策定し、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制に取り組んでいます。

平成25年度には「見附市役所環境にやさしい実践行動計画」の第3期計画（計画期間：25年度から平成29年度）を策定し、平成29年度における温室効果ガス総排出量を基準年度の平成23年度から6%削減することを目標にしました。

削減目標の達成に向け、省エネルギー設備・機器等の導入、ESCO事業の実施及び推進、再生可能エネルギーの推進、建築物の省エネ化、公用車の燃料使用量の削減、廃棄物対策などのさまざまな取り組みを行っています。

2 騒音・振動の防止

(1) 北陸自動車道騒音の対策

毎年、北陸自動車道沿線の3地点で騒音調査を実施しています。平成25年度は全地点とも騒音に係る環境基準を下回っています。市内の住宅が面する北陸自動車道沿線には、遮音壁が設置済みですが、さらなる対策として、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて道路管理者に対し、遮音壁の延長、低騒音舗装への改修等を要望しています。

(2) 上越新幹線騒音の対策

新潟県では、県内17箇所で騒音測定を実施しています。市内では見附市芝野町地内に1地点あり、例年は環境基準値以上となっていましたが、平成25年度は新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成しました。今後とも、遮音効果の高い防音壁、低騒音構造の車両等の開発及び導入を行ってもらうよう、新幹線騒音振動対策関係市町村連絡会議を通じて施設管理者に要望していきます。

(3) 工場等の騒音振動の対策

騒音規制法、振動規制法、県条例に基づき、特定施設の設置や特定建設作業を行う事業者に対し、届出書の提出、法の遵守等の立入り調査を実施しています。

3 水質汚濁の防止

(1) 信濃川水系水質保全合同河川パトロール

刈谷田川が合流する信濃川は、その源を長野、埼玉、山梨県境の甲武信ヶ岳に発し、長野県・新潟県を北流して日本海に注ぐわが国屈指の大河川です。信濃川流域の主要な産業は、鉄鋼、機械、製紙、織物、洋食器、電気、化学工業等があり、最近では重化学工業の占める割合が年々高くなる傾向にあります。刈谷田川は過去5年間環境基準を達成していますが、事業系の汚濁負荷割合が高いため、事業場に対する汚濁負荷削減対策の徹底に努めていかなければなりません。

昭和47年に北陸地方整備局、関東通商産業局(現関東経済産業局)、新潟県、長野県、信濃川流域内市町村、水道管理者を構成メンバーとして信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を設立し、緊急時に關する連絡体制、水質監視、水質汚濁対策の推進に関する連絡調整を行っています。

(2) 生活排水の処理

市では、水洗化を促進するために下水道処理区域及び農業集落排水処理区域では排水設備設置資金、前記処理区域以外では浄化槽設備設置資金の融資制度を実施しています。下水道等の整備の進捗に伴い、水洗化人口も年々増加しています。

浄化槽処理人口（平成 26 年 3 月末現在）

合併浄化槽人口	単独浄化槽人口	農業集落排水人口	合計
900 人 (10.6%)	4,324 人 (51.0%)	3,260 人 (38.4%)	8,484 人

4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策

(1) 一般廃棄物収集

見附市一般廃棄物処理計画に基づき、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に大別し収集しました。また、平成 23 年 6 月から北谷南部地区で、平成 24 年 6 月には葛巻地区で「生ごみ」の分別回収を開始しました。

排出場所は町内の 511 箇所のごみステーションです。

収集回数（平成 25 年度）

種類	収集回数
燃えるごみ	週 3 回（週 1 回…北谷南部、葛巻地区のみ）
燃えないごみ	月 1 回
生ごみ	週 2 回（北谷南部、葛巻地区のみ）
粗大ごみ	戸別回収
資源ごみ	月 2 回 ※紙類：1 回 ※カン・ビン・ペットボトル・乾電池：1 回
資源ごみ	週 1 回 ※プラスチック製容器包装

(2) 資源ごみ回収

市内 175 箇所の資源ごみステーションで、ビン、カン、ペットボトル、乾電池、新聞、雑誌・チラシ、段ボール、その他包装紙を収集しました。また、拠点回収棟として、葛巻・今町の資源回収棟を管理運営し、上記 8 品目に加え、牛乳パック、蛍光管についても年間を通して持ち込みができるようにしています。

また、平成 24 年度からは葛巻資源回収棟で毎月第 2 土曜日と翌日曜日に古着の回収を始めています。

これ以外に枝木、化繊ふとん、燃えないごみ処理後の破碎スクラップ、廃食用油、粗大ごみからの資源物、その他家電、プラスチック製容器包装、焼却灰を加えた平成 25 年度の資源ごみは総量で 2,511 トンになり、資源化率（資源化量/排出量）は 18.8 パーセントでした。

資源ごみ内訳

単位 : kg

品 目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ビン	333,910	337,390	325,320	346,140	317,260
カン	149,430	145,370	134,980	144,700	138,750
ペットボトル	110,280	116,400	105,390	113,280	116,530
新聞	409,240	376,310	336,450	341,540	333,530
雑誌・チラシ	507,160	499,960	470,760	457,490	475,710
段ボール	187,430	179,250	172,000	170,900	173,440
牛乳パック	5,130	4,680	6,100	6,130	6,350
その他紙製容器包装	129,400	139,510	140,250	138,490	130,170
乾電池	13,270	14,010	13,050	13,930	13,380
蛍光管	3,680	3,750	4,330	4,080	4,440
枝木	73,940	101,170	78,490	86,010	74,620
布団類	29,130	33,710	29,060	31,830	36,610
破碎スクラップ	66,720	83,900	105,770	84,780	86,730
廃食用油		3,650	5,720	6,620	7,340
粗大ごみ資源	19,110	6,490	6,080	5,280	4,360
プラスチック製容器包装 ※	230,690	230,970	235,050	214,530	250,340
小型家電					1,020
その他家電				2,330	4,500
古着				35,870	39,810
生ごみ ※				97,980	104,490
焼却灰				90,870	191,630
合 計	2,268,520	2,276,520	2,168,800	2,392,780	2,511,010

注) ※印は、町内のごみステーションで回収しているもの。

図5 資源化率の推移



(3) 生ごみ処理機器購入費補助

家庭の生ごみ減量化を目的に、コンポスト容器、EMボカシ容器、電動生ごみ処理機の購入補助を実施しています。

補助台数の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計台数
コンポスト容器	52	41	54	60	31	3,143
EM ボカシ容器	0	2	2	0	1	171
電動生ごみ処理機	10	16	8	16	10	399

(4) 市民農園事業

食物残さを有効活用して、野菜や花などを栽培してもらう市民農園を平成 14 年 9 月に開園し、資源循環型社会モデル事業として継続しています。

1 区画 35 平方メートルで 40 区画あります。利用料は年額 3,000 円で 1 期 2 年間の利用です。

(5) 廃食用油回収と BDF 利用

家庭用の天ぷら油（廃食用油）を、市内のスーパー等の協力で店頭に回収ボックスを

設置し回収しています。

家庭で使われた天ぷら油は、精製されて軽油の代価燃料であるバイオディーゼル燃料(BDF)に生まれ変わります。BDFは、二酸化炭素排出量を増加させない環境にやさしい燃料として、近年注目されています。市の公用車でも「道路パトロール車」などで、BDFを使用する実証実験を行っています。

回収できる油・・・植物性の天ぷら油（サラダ油・ごま油・菜種油など）

回収できない油・・・事業用の油・動物系鉱物系の油（ラード・エンジンオイル・灯油・軽油・ガソリンなど）

平成25年度の廃食用油回収量は7,340キログラムで、昨年度より720キログラム増えています。

（6）乾燥ごみと花苗の交換

電動生ごみ処理機から生成される残さ物を【みつけイングリッシュガーデン】に持ち込むと、量に応じて花苗と交換できます。

花苗交換までの流れ

- ① 電動生ごみ処理機で生ごみを乾燥させます。
- ② 出来上がった乾燥生ごみを【みつけイングリッシュガーデン】に持ち込みます。
- ③ 持ち込み量を記入した用紙を備え付けのポストに投函します。
- ④ 市民生活課からポイントカードを送付します。
- ⑤ 花苗と交換できます。

平成25年度の乾燥生ごみ搬入量は、820リットルで昨年度より60リットル増えています。

（7）微生物YM菌による生ごみ処理実証実験

見附市清掃センターは昭和61年竣工後、築28年が経過し施設の老朽化が進んでいます。一般廃棄物の処理施設において従来の焼却のみに頼らない資源循環型社会の形成を目的に、微生物YM菌を使った新たな生ごみ処理方法について実証実験を行っています。

実証実験地区は、23年度に開始した北谷南部地区みつばコミュニティ（6町内、465世帯、1,304人）に加えて、24年度からは新たに葛巻地区まちづくり協議会（25町内、2,238世帯、7,050人）を実証実験地区とし、見附市の人口割合20%の区域で実施しています。

実験結果としては、集まった生ごみ「104.49トン」と微生物培地とを混合して、処理をし続けた結果「100.38トン」が減量し、「96.07%」が減容化されました。

平成26年度以降も引き続き実証実験を実施していきます。

（8）古着回収事業

平成24年6月から、毎月第2土曜日と翌日曜日に、葛巻資源回収棟で古着の回収を開始しています。衣類（古着）は、海外での需要もあり必要な国で再利用されます。今まで「燃えるごみ」として処理していた古着を再利用することで資源の有効活用を図り

ました。

平成 25 年度は、葛巻資源回収棟と併せて各種イベント会場でも回収し、回収量は 39,810 キログラムでした。

(9) 小型家電回収事業

平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されたことを受けて、見附市でも平成 25 年 6 月から、葛巻資源回収棟と株式会社ノジマ見附店で小型家電の回収を始めました。電気や電池で動く小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。

平成 25 年度は、1,020 キログラムの小型家電を回収し、資源の有効利用と適正処分を行いました。

5 環境美化のための施策

(1) クリーン作戦

「ふるさと見附を美しく」を合言葉に、「きれいなまちをつくる会」の主催により、春と秋の年2回、市内一斉ごみ拾い「クリーン作戦」を実施しています。25年度も多くの市民から参加していただきました。

参加者数は前年度より100名程度増加しました。一方、ごみ回収量は前年の3分の2程度に減少し、ごみのポイ捨てや不法投棄が少なくなっています。

クリーン作戦の実績（平成25年度）

実施日	参加者数	回収量（単位：kg）		
		燃えるごみ	燃えないごみ	合計
4月14日（日）	1,541名	1,380	1,190	2,570
10月20日（日）	94名	—	—	90

(2) 環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業

市では、ごみの不法投棄防止・早期発見・早期解決のために、民間業者に委託しパトロール及び回収業務を実施しています。25年度は、2名の環境パトロール員が年間225日市内をパトロールしました。

回収した不法投棄等のごみの量は燃えるごみが5,410キログラム、燃えないごみが630キログラム、粗大ごみが1,140キログラムとなりました。回収量の合計は7,180キログラムにもなり、市内でもまだまだ多くのごみが不法投棄されています。

今後も不法投棄撲滅のための啓発や撤去事業を推進していきます。

(3) 空き地の適正管理指導

見附市ふるさと美化条例に基づき、空き地の所有者の方に雑草等の除去を依頼しています。25年度の依頼件数は33件でした。そのうち、23件は市からの指導により、適切に雑草等の除去をしてもらいました。

(4) 環境美化推進員

見附市ふるさと美化条例執行規則に基づき、地域の生活環境及び環境美化を推進するため、各地域に環境美化推進員を委嘱しました。平成25年度は149名の方から委員として、その業務に携わっていただき、町内におけるごみステーションの管理や不法投棄の監視を行いました。

(5) 廃棄物不法処理防止連絡協議会

長岡保健所管内の、警察署、市町村、建設業組合、内水面漁業協同組合、産業廃棄物

協会を構成団体として、廃棄物の不法投棄等不法処理を防止するため、情報の交換及び啓発事業を行っています。平成 25 年度は、管内で不法投棄防止のパトロールを行いました。

(6) 街並み花いっぱい運動

市民、企業、行政の 3 者協働による、美しいまちづくり活動を互いに支援することを目的にごみが不法投棄されない景観づくりを行いました。

「柳橋町花とみどりクラブ」の指導の下、6 月 15 日（土）にアクセス道路の 360mにおいてほうき草を定植、その後、周辺のごみ拾いを実施し不法投棄の防止を図りました。当日は、柳橋花とみどりクラブと見附テクノガーデンシティの関連企業、市職員の総勢約 40 名が参加しました。

(7) 見附市空き家等の適正管理に関する条例の制定

長期間放置されている空き家等の適正管理は、所有者の財産権にかかる複雑な問題ではありますが、その危険性が具体的で、市民の生命、身体及び財産を保護すべき立場から市が関与すべき事案が増加してきました。

平成 24 年 6 月に「見附市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、「老朽危険空き家等」に認定された空き家の管理義務者に対し、市が助言及び指導等を実施しました。

空き家条例施行の 24 年度からの累計で、「老朽危険空き家等」に認定された 43 棟のうち、22 棟が解体、再利用・修繕等が 9 棟の合わせて 31 棟が管理義務者や関係者の協力のもと解決に至りました。

25 年度は危険空き家の発生抑制の取り組みとして、適正管理を促すチラシを全戸回覧しました。また、転出届等の際にもチラシを配布し適正管理を促しました。

6 害虫発生を抑制するための施策

(1) 側溝清掃事業

毎年5月に、市街化区域内の住民に側溝清掃用の泥収集袋を配付し、側溝泥を収集しています。平成25年度は95町内が実施し、193トンの側溝泥を収集しました。

(2) 防疫用薬剤の配付

市街化区域外の下水道未整備区域などで、春から秋にかけて蚊やハエなどの害虫による伝染病等の発生を防止するために、平成25年度は防疫用薬剤を20町内、266袋配付しました。下水道処理区域の拡大、浄化槽の普及により年々生活環境が整備され、害虫の発生源は減少しています。

(3) アメリカシロヒトリ防除

アメリカシロヒトリ防除のために、薬剤噴霧機の貸出し、薬剤の無償提供を実施しています。この事業を利用して平成25年度にアメリカシロヒトリ防除を実施した町内・農家組合等の団体数は111で薬剤配布量は625リットルでした。

7 動物に関する施策

(1) 野生動物の保護

鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成26年3月現在、市内では新田観音山(21ヘクタール)が鳥獣保護区、細越(43ヘクタール)と中部産業団地(138ヘクタール)が特定獵具(銃器)使用禁止区域、見附南部(932ヘクタール)が休猟区として設定されています。

(2) 探鳥会の開催

毎年5月10日から5月16日は愛鳥週間であり、毎年、大平森林公园を会場に探鳥会を開催しています。平成25年度は5月18(土)に実施し、約30名の方々が参加しました。

探鳥会で確認された主な野鳥【参考 平成25年5月18日開催】

・ハシボソガラス 　・ハシブトガラス 　・ニュウナイスズメ 　・カワラヒワ 　・イカル
・ホオジロ 　・シジュウカラ 　・ヤマガラ 　・アマツバメ 　・キジバト 　・メジロ
・サシバ 　・キビタキ 　・サンコウチョウ 　・オオルリ 　・クロツグミ 　・ウグイス
・ヒヨドリ 　・コゲラ 　・アオゲラ 　・ホトトギス 　・ツツドリ

(3) 犬の登録

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防集合注射を行いました。

平成 25 年度の頭数

登録頭数	予防注射頭数	接種率
1,489 頭	1,399 頭	94.0%

(4) 有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は鳥獣保護法で、むやみに捕獲したり殺したり出来ないこととなって います。ただし、農作物に危害を加える等の理由あれば申請によって捕獲等を許可され ています。

平成 25 年度は市内で農作物保護のため 7 件の申請許可がありました。

有害鳥獣駆除の捕獲数（平成 25 年度）

カラス	ドバト	キジバト	カワウ	スズメ	ムクドリ	タヌキ	ノウサギ	ハクビシン	合計
151	77	8	2	5	13	4	6	5	271

(5) 野生動物の出没と注意喚起

近年、クマの出没情報とクマによる農作物被害が発生していますが、平成 25 年度は 見附市地内においてクマの目撃情報はありませんでした。

一方、平成 25 年度は、サルの目撃情報が 10 月中旬から 11 月上旬にかけて多く寄せられました。月見台、小栗山町、双葉町、田井町、堀溝町、上北谷小学校付近でのサル の目撃があり、市では、周辺町内等に回覧を配布し、注意喚起を行いました。また、関 係部局と連携し児童や生徒の安全を徹底しました。

8 地球温暖化防止・新エネルギー

(1) 太陽光発電等の導入促進

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減及び新エネルギーの導入を促進するため、住宅に新エネルギー活用システムを設置する経費に対して補助制度を平成21年10月に新設し、導入促進を図りました。

平成25年度は、18件の申請があり、発電量の合計は79.8kWhでした。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	累計
太陽光発電	6件	16件	21件	20件	18件	81件
電力量	30.0kWh	62.7kWh	78.3kWh	91.5kWh	79.8kWh	342.3kWh

(2) グリーンカーテン

夏場の室温上昇を防ぎヒートアイランド現象の抑制に努めるためグリーンカーテンの実証実験を実施しました。市役所庁舎南側の壁面にゴーヤを植え、窓からの日差しを遮り、外壁の表面温度の上昇を防ぐことにより、エアコンの使用抑制を図ります。市役所のほか、小中学校、特別支援学校、保育園、子育て支援センターの市内公共施設22施設でも実施しました。

(3) 省エネナビ

省エネナビは、ご家庭の分電盤に接続したナビゲーションから、電気の使用量を計測しリアルタイムに表示する機器です。

これを使うことで、目に見えない電気の使用量を金額に換算し、「見える化」することで、無駄をなくそうという意識を喚起し省エネ行動を促進するものです。

平成25年度は、市内の5件の家庭でこの省エネナビをモニタ一体験をしてもらいました。

9 環境に関する啓発

(1) 出前講座

出前講座として依頼のあった市内の小学校・サークル・団体などに対して、講師として出向き、環境に関する情報提供や意識啓発などを行いました。

(2) エコポータルの開設

見附市環境ポータルサイトを開設し、市民へ環境施策の「可視化」を図りました。

ごみの排出量の速報値を掲載したり、不法投棄マップの掲載により不法投棄の撲滅に取り組んでいます。

また、生活環境Q&Aなどの情報を提供し、環境行政の見える化を推進しています。

(3) エコアクションinみつけの開催

①ごみ減量②リサイクルの推進③地球温暖化防止④新エネルギーの活用⑤身近な環境保全について、見て、感じて、親しみながらエコについて学べるイベント「エコアクションinみつけ」を市民団体や企業と協力し開催しています。

平成25年度は、8月25日（日）にネーブルみつけで、「集めて！集まろう！」をテーマに、マイはし、マイボトル、マイバックの持参などで、日常生活におけるエコ意識の定着と子どもたちが遊び感覚でエコを体験できることを目的に実施し、水辺ランドや環境かるたなど環境について体験・学習ができる多くのブースが出展しました。当日は、約3,000人の方々からご来場いただきました。

市民生活課（環境系）の機構と事務内容

(平成 26 年 3 月 31 日現在 職員 8 名)

■ 生活環境係 ■

6 名

1. 環境施策に関すること。
2. し尿処理に関すること。
3. 公害防止に関すること。
4. 生活環境の保全に関すること。
5. 空き地の適正管理及び老朽危険空き家対策に関すること。
6. 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
7. 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
8. 一般廃棄物処理計画に関すること。
9. 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
10. 一般廃棄物処理業の許可に関すること。
11. 廃棄物の減量・リサイクル施策に関すること。
12. 循環型社会の推進に関すること。
13. 市民農園に関すること。
14. 地球温暖化対策に関すること。
15. その他廃棄物対策及びその他環境に関すること。

■ 施設係 ■

2 名

1. 清掃センターの管理運営に関すること。
2. 最終処分場の管理運営に関すること。
3. 廃棄物処理施設の整備に関すること。

■ 施設の紹介 ■

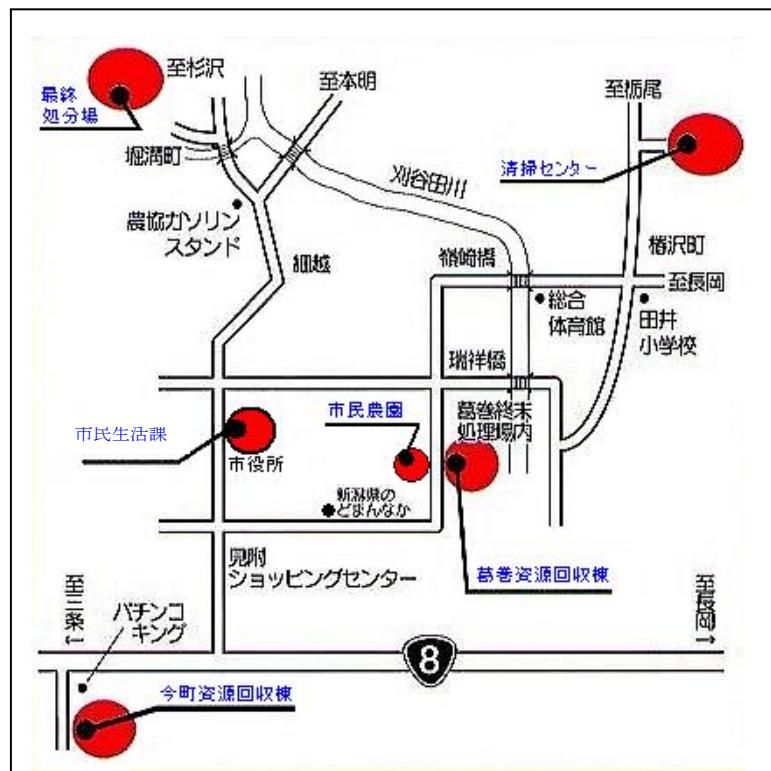
【見附市清掃センター 電話 0258-63-3564】

- 所在地 見附市椿沢町字滝ノ入 4834 番地
- 稼働日 昭和 61 年 8 月 1 日
- 処理能力 可燃物 60 t /16h (30 t /16 h ×2 爐) 不燃物 10 t /5 h
- 炉型式 ストーカ方式

【見附市一般廃棄物最終処分場】

- 所在地 見附市堀溝町字東谷 408 番地
- 開始日 昭和 55 年度（第 1 期） 昭和 62 年度（第 2 期）
平成 12 年度（第 2 期の一部嵩上げ後）

施設案内図



平成26年版 見附市の環境

平成27年12月 発行

編集 見附市市民生活課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話 0258-62-1700

FAX 0258-62-7062

URL: <http://www.city.mitsuke.niigata.jp/>

E-mail: shiminseikatsu@city.mitsuke.niigata.jp